

改正育児・介護休業法等説明会

フリーランス・事業者間取引 適正化等法について

令和6年11月1日施行

フリーランス

【特定受託事業者】

業務委託の相手方である事業者で、次の①、②のいずれかに該当するもの

- ① 個人であって、従業員を使用しないもの
- ② 法人であって、一の代表者以外に他の役員がなく、かつ、従業員を使用しないもの

発注事業者

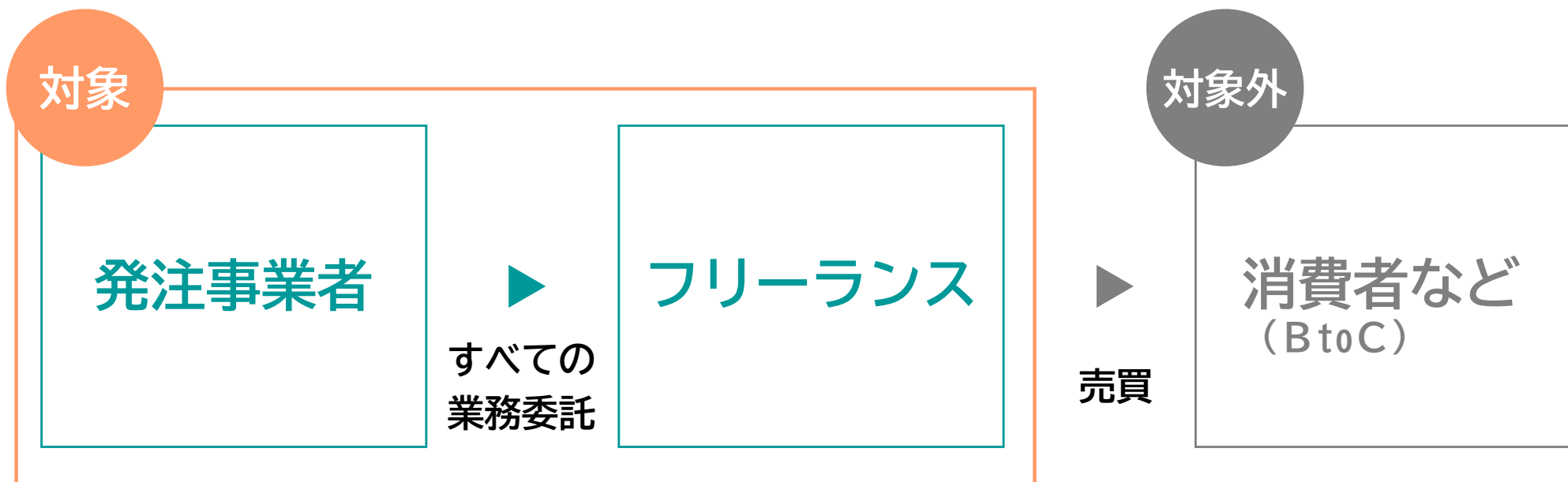
【特定業務委託事業者】 この法律のすべての義務が課される

フリーランスに業務委託をする事業者で、次の①、②のいずれかに該当するもの

- ① 個人であって、従業員を使用するもの
- ② 法人であって、役員がいる、または従業員を使用するもの

【業務委託事業者】 「取引条件の明示」義務のみ課される

従業員や役員がいない発注事業者（フリーランスが発注側である場合など）



▶▶▶ 発注事業者に7つの義務発生！

公正取引委員会・中小企業庁担当

義務	内容
1 書面等による取引条件の明示	<p>業務委託をした場合、書面等により、直ちに以下の事項を明示すること</p> <ul style="list-style-type: none">・発注事業者及びフリーランスの名称・業務委託をした日・業務の内容・委託した物品等を受領、役務の提供を受ける日・委託した物品等を受領、役務の提供を受ける場所・検査する場合は、検査を完了する日・報酬の額及び支払期日・現金以外の方法で支払う場合は、報酬の支払方法
2 報酬支払期日の設定・期日内の支払	<p>発注した物品等を受け取った日から数えて60日以内で支払期日を定めて、その日までに報酬を支払うこと</p>
3 7つの禁止行為 ※1か月以上の業務委託の場合	<ul style="list-style-type: none">・受領拒否・報酬の減額・返品・買ったたき・購入、利用強制・不当な経済上の利益の提供要請・不当な給付内容の変更、やり直し

厚生労働省（岡山労働局）担当

義務	内容
4 募集情報の的確表示	<ul style="list-style-type: none">・ 募集情報掲載の際に、虚偽表示や誤解を与える表示をせず、内容を正確かつ最新の状態にしておくこと・ 募集情報に以下の6つの情報を表示すること (リーフレット参照)<ul style="list-style-type: none">①募集を行う事業者の氏名・名称②所在地・住所 ③連絡先 ④業務の内容⑤業務を行う場所 ⑥報酬額
5 育児介護等と業務の両立への配慮 <small>※6か月以上の業務委託の場合</small>	フリーランスからの申出に応じて、育児介護と業務を両立できるよう配慮すること
6 ハラスメント対策に関する体制整備	フリーランスに対するハラスメント対策として、労働者向けのセクハラ・マタハラ・パワハラ対策と同様の措置を講じること
7 中途解除等の事前予告・理由開示 <small>※6か月以上の業務委託の場合</small>	業務委託を中途解除や不更新とする場合、解除日や契約満了日の30日前までに予告すること。 理由を求められたら開示すること

フリーランスに業務委託をする企業の皆さまへ

SNS等を通じてフリーランスの募集を行う際には
**氏名(名称)・住所・連絡先・業務の内容・業務に
従事する場所・報酬**を記載しましょう

インターネットやSNSにフリーランスの募集に関する情報を載せる際は注意してください

募集情報提供時の注意点

フリーランス・事業者間取引適正化等法では、インターネットやX等のSNSを含む広告等により、フリーランスの募集に関する情報等(以下、「募集情報」といいます)を提供するときは、虚偽の表示または誤解を生じさせる表示をしてはならないこととされています。

昨今、インターネット等で犯罪実行者の募集が行われる事案が見られ、その中には、通常の募集情報と誤解を生じさせるような広告等も見受けられます。

こうした誤解が生じないよう、募集情報を提供する際には

- ①氏名(名称) ②住所 ③連絡先 ④業務の内容
- ⑤業務に従事する場所 ⑥報酬 (6情報)

を記載することが必要です。

募集主の皆さまは、インターネットやSNS等でフリーランスを募集する際はこれらの情報が記載されていない場合は法令違反となりますので注意してください。



違反あり！
是正を求めたい！

申 出

- ・ HP上の申出フォームや相談窓口で申出
- ・ 厚労省の相談窓口は労働局

調 査

- ・ 申出の内容に応じて担当の行政機関が調査
- ・ 必要な指導、助言、勧告を実施
- ・ 命令、公表、罰金の可能性も

※フリーランスからの申出がない場合でも、任意の調査をお願いする場合があります。